

入札公告（説明書）

平成 25 年 1 月 10 日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 山本 裕己

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|--|---|
| 1-1. 契約件名(工事名) | 道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 山本 裕己
契約事務集約化に係る試行及び検証を目的として、契約締結後、契約責任者を北海道支社長から、岩見沢管理事務所長に変更するものとし、受注者にその旨通知する。 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課
(住 所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12-30
(TEL) 011-896-5777 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型） |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. 単価表等の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 入札保証 | 不要 |
| 1-11. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. 契約書の作成 | 必要 ... 入札者に対する指示書[30]を参照のこと
なお、契約書は紙媒体により製本し、記名押印のうえ作成すること。 |
| 1-13. 契約図書 | |
| (1)本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 | |
| 入札公告(説明書) | 本書 |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札】版を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【平成 24 年 7 月 土木工事共通仕様書】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |

金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
競争参加資格確認申請書	本書の様式1のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり
単価表等	上記の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加資格希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R配布等）により交付するので、上記契約担当部署にその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 25 年 1 月 10 日(木)から平成 25 年 2 月 8 日(金)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道江別市江別太
至) 北海道三笠市岡山
- (2) 工事内容 本工事は、岩見沢管理事務所管内の道央自動車道江別東IC～三笠IC間の損傷した橋梁を、補修する工事である。
- (3) 工事概算数量 断面修復工 140 m²
コンクリート片はく落防止対策工 1,278 m²
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 270 日間

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「道路補修工事」にかかる『平成 23・24 年度工事競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けしていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

(5)審査基準日において、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事：下記 a) 及び b) を必要とする。

a) 橋梁上部工の維持修繕工事を実施した工事(塗替塗装の実績は施工実績とは認めない)。

b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制は可、通行止め規制及び路肩規制は不可)

ただし、次のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国または地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6)審査基準日において、平成 22・23 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2 年連続して)65 点未満となる者でないこと。

(7)審査基準日において、次に示す基準を満たす主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。

主任技術者または監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工経験を有すること。

当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、施工経験における従事役職は問わないが、工期の 5 割以上の期間に従事していた場合に限り施工期間として認める。

また、施工経験を有する者が現場代理人のみである場合は、その者は上記に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。

同種工事：下記を必要とする。

橋梁上部工の維持修繕工事を実施した工事(塗替塗装の実績は施工実績とは認めない)。

ただし、上記(5)のイ)またはロ)に該当する工事は施工経験として認めない。

専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、記 3-2(競争参加資格確認申請書の作成)に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係(以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。)にあると認めるものとする。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)

2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号)

3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)

(8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に關与した者でないこと、又は現に に示す施工（調査等）管理業務請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本件工事に係る 施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人

《保全点検業務等の実施に関する年度協定 施工管理業務（岩見沢管理事務所）（株）ネクスコ・エンジニアリング北海道》

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員】の定義

- イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人】の定義

- イ) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成にかかる留意事項と総合評価落札方式における評価方法
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと

<p>施工実績 (様式 2)</p>	<p>◇記 3-1.(5)に示す「同種工事」の要件を満たす施工実績を記載すること</p> <p>◇実績として記載した工事内容を把握できる契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等)及び当該工事が工事実績情報サービス(以下、「CORINS」という。)に登録されている場合は登録情報の写し(業務内容を把握できる「工事カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。また、契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等)や CORINS で工事内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す「記載上の注意事項」に従うこと</p> <p>◇記載した工事の工事成績評定書を添付すること</p> <p>なお、平成17年10月1日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書(写し)を添付することが出来ない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに書留郵便又は持参により提出すること</p> <p>◇記 4-2 技術評価項目②にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡しが完了している工事を対象に評価する ・工事成績評定書の提出のない場合は「0 点」と評価する ・評価対象の同種工事は、橋梁上部工の維持修繕工事を実施した工事(塗替塗装の実績は施工実績とは認めない)。とする ・他機関の施工実績については CORINS に登録のある場合に限り評価する
<p>配置予定技術者の資格 (様式 3)</p>	<p>◇記 3-1.(7)①に示す「資格」の要件を満たす配置予定の主任技術者または監理技術者について記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証明する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇記 3-1.(7)③1)から 3)に示す、技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること</p> <p>①建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合</p> <p>営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から記 3-3. (1)①申請期間に示す申請期限の日までの期間が 3 年以内であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面 2) 出向元企業の建設業の廃業届 3) 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報 4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面 <p>②持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面 2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号)附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面 <p>③親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面 2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面 3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記 3-3. (1)①申請期間に示す申請期限の日までの期間が 1 年以内であること <p>◇記載にあたっては、様式 3 に示す「記載上の注意事項」に従うこと</p>

<p>配置予定技術者の工事経験 (様式 4)</p>	<p>◇記 3-1.(7)②に示す「同種工事」の要件を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者の工事経験を記載すること</p> <p>◇実績として記載した工事内容を把握できる契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等)及び当該工事が CORINS に登録されている場合は登録情報の写し(業務内容を把握できる「工事カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。また、契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等)や CORINS で工事内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 4 に示す「記載上の注意事項」に従うこと</p> <p>◇記載の工事にかかる工事成績評定書を添付すること</p> <p>なお、平成17年10月1日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、前所属企業の破産または自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書(写し)を添付することが出来ない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに書留郵便又は持参により提出すること</p> <p>◇記 4-2 技術評価項目⑤にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡しが完了している工事を対象に評価する ・現場代理人として従事した技術者の工事経験にかかる評価については、経験時において当該者が当該工事に対応する建設業法に規定する主任技術者資格または監理技術者資格を有する場合に限り評価する。この場合、経験時における資格を証明する書類を様式 4 に添付すること ・工事成績評定書の提出のない場合は「0 点」と評価する ・評価対象の同種工事は、橋梁上部工の維持修繕工事を実施した工事(塗替塗装の実績は施工実績とは認めない)。とする。 ・配置予定技術者が複数記載される場合は、評価点の最も低い者の工事経験により評価する ・他機関の施工実績については CORINS に登録のある場合に限り評価する
<p>施工計画立案能力 (様式 7)</p>	<p>◇本件工事に係る施工計画等について記載すること</p> <p>◇記載する施工計画等は、様式 7 の【技術評価項目】の欄に記載の事項にかかるものとする</p> <p>◇記載する内容は、履行確認が可能な内容とすること</p> <p>◇提出する資料は A4 判 1 枚とする</p> <p>◇記載にあたっては、様式 7 に示す「記載上の注意事項」に従うこと</p> <p>◇記 4-2. 技術評価項目①施工計画立案能力にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画立案能力に対する技術評価点の付与の方法は、記載された内容を優・良・可・競争参加資格無し の 4 段階で評価し、配点は下記のとおりとする ①実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であり、かつその内容が具体的に(記載項目がすべて)記載されているもので「優」と評価した場合は 5 点を付す ②実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であるが、一部具体性に欠ける(記載項目が一つ欠けている)もので「良」と評価した場合は 3 点を付す ③実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であるが、具体性に欠ける(記載項目が二つ以上欠けている)もので「可」と評価した場合は 0 点を付す ④様式 7 が未提出(未記載を含む)の場合、記載された内容が法令違反に関する記載である場合、設計図書及び要領等の基準値と合わない場合、記載された内容が求める施工計画と違う場合は競争参加資格が無いものとする ・上記に規定する枚数を超えて資料を提出した場合、超過した頁の記載内容については加点対象としない。ただし、超過頁に記載した内容についても履行義務を負うものとする ・求める内容は、設計図書に基づいた工程管理、品質管理、安全管理、課題等に対する技術的所見、留意点などを求めるものであり、コスト縮減等を目的とした技術提案でないことに注意すること
<p>企業の表彰実績 (様式 8)</p>	<p>◇表彰の実績が明らかとなるよう作成すること</p> <p>◇提出する表彰実績は 1 件とする</p> <p>◇作成にあたっては、様式 8 に示す「記載上の注意事項」に従うこと</p> <p>◇記 4-2 技術評価項目③にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 8(表彰実績(企業))において、表彰状の写しが添付されている場合に評価する ・評価する表彰実績は、NEXCO 東日本の工事競争参加資格の工事種別「道路補修工事」に該当する工事または同種工事と認められる工事での表彰実績である場合に評価する。ただし、功労等による表彰(感謝状を含む)または社長表彰については工事種別を問わないものとする ・表彰は、NEXCO 東日本の社長、北海道支社長、北海道支社優良事業所表彰委員会、北海道支社管内の事務所長、北海道支社以外の支社長及び支社安全協議会の表彰である場合に評価する ・表彰実績は、平成 17 年 10 月 1 日以降の表彰実績に限り評価する ・複数の表彰実績がある場合は、最も低い表彰実績により評価する

<p>品質管理、環境、安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用(様式 9～11)</p>	<p>◇ISO9001 認証、ISO14001 認証、COHSMS 又は OHSAS 認定の本件工事への適用の意志の有無に応じて記載すること ◇作成にあたっては、様式 9～11 に示す「記載上の注意事項」に従うこと ◇記 4-2 技術評価項目④にかかる評価方法は次のとおり ・様式 9～11 に「有り」と記載し、登録証等の写しが添付されている場合に評価する ・様式 9～11 に「無し」と記載した場合、「有り」と記載しているが登録証等の写しが添付されていない場合は、本件工事に適用されないものとして評価しない</p>
<p>災害時の協力実績(様式 13)</p>	<p>◇災害時の協力実績が明らかとなるよう作成すること ◇災害時の協力実績とは、平成 17 年 10 月 1 日以降にNEXCO東日本管内で発生した天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象)により、NEXCO東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し工事等施行承諾により工事着手し、後に応急復旧を依頼し契約を行った実績をいう ・「直接的」とは、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領に基づく災害復旧方式(工事)に基づき契約したものをいう ・「間接的」とは、NEXCO東日本から中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱に対して災害等の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請によりNEXCO東日本管内の応急復旧に関わったものをいう ◇作成にあたっては、様式 13 に示す「記載上の注意事項」に従うこと ◇記 4-2 技術評価項目⑥にかかる評価方法は次のとおり ・様式 13(災害時の協力実績)において、NEXCO 東日本の災害応急復旧工事の契約書またはその他災害応急復旧工事を実施した実績を証明する書類が添付されている場合に評価する ・災害時の協力実績の対象期間として、平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了している協力実績に限り評価する</p>

(2)入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1)入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 平成 25 年 1 月 10 日(木)から平成 25 年 2 月 8 日(金)午後 4 時 00 分まで

申請場所 記 1-3「契約担当部署」

申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

申請書類 記 3-2 により作成した「申請書」

(2)入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1)契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 25 年 2 月 20 日(水)

(2)上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3)その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、記 3-3(競争参加資格確認申請)において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 6-3(落札予定者の決定)に示す。

4-2. 技術評価の評価項目、評価基準等

契約責任者は、記 3-4 (競争参加資格の確認) において、競争参加資格の確認のほか、技術資料に基づき次に示す基準で評価する。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価指標	技術評価項目	評価基準	配点	
施工の 確 実 性	(1) 施工計画 立案能力	① 求める施工計画 【断面修復工の品質管理に 関して留意すべき事項】 《記載項目》 ・着眼点 ・施工方法 ・施工体制 ・履行確認方法 (様式 7)	実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる 内容であり、かつその内容が具体的に(左記記載項目が すべて)記載されているもの	5 点
		実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる 内容であるが、一部具体性に欠ける(左記記載項目が 一つ欠けている)もの	3 点	
		実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる 内容であるが、具体性に欠ける(左記記載項目が二つ 以上欠けている)もの	0 点	
		以下の場合には競争参加資格が無いものとする ① 未提出(空白)である場合 ② 記載された内容が法令違反に関する記載である場合 ③ 設計図書及び要領等の基準値と合わない場合 ④ 記載された内容が求める施工計画と違う場合	競争 参加 資格 無し	
(2) 企業の同種工事 の工事成績	② 本件工事で企業に求める同 種工事实績の工事成績評定 点に応じた評価 (様式 2)	同種工事实績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し が完了した工事である場合、工事成績評定点について、 下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第 4 位 を四捨五入し小数第 3 位止めとする。 計算式 = $2 \times ((\text{競争参加者の成績評定点} \times 1 - 65) \div (90 - 65)) \times \text{係数} 1 \times 2$ ※1 成績評定点が 90 点以上の場合には 90 とする ※2 係数 1 は以下のとおりとする ・NEXCO 東日本の実績の場合: 1.0 ・他機関の実績の場合: 0.8	2~ 0 点	
		以下の場合には加点しない ① 平成 17 年 9 月 30 日以前に引渡しが完了した工事 である場合 ② 工事成績評定点の添付がない場合	0 点	
(3) 同一工事種別 における表彰実績	③ 企業に関して、平成 17 年 10 月 1 日以降における NEXCO 東日本からの表彰実績に 応じた評価 (様式 8)	NEXCO 東日本の社長表彰、北海道支社長表彰または 北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績を有 する	2 点	
		NEXCO 東日本北海道支社管内の事務所長表彰の実 績を有する 北海道支社以外の支社長表彰または支社安全協議会 表彰の実績を有する	1 点	
		以下の場合には加点しない ① 表彰実績がない場合 ② 平成 17 年 9 月 30 日以前の表彰実績である場合 ③ 表彰状の写しの添付がない場合	0 点	
(4) 品質管理、環 境、安全衛生マ ネジメントシス テム等の本件工 事への適用	④ 企業の品質管理マネジメントシ ステム(ISO9001)、環境マネジメント システム(ISO14001)、建設業労 働安全マネジメントシステム (COHSMS)又は労働安全衛 生マネジメントシステム(OHSAS)の 本件工事への適用に応じた 評価 (様式 9~11)	ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS のうち 2 つ 以上を本件工事で適用する場合	2 点	
		ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS のうち 1 つ を本件工事で適用する場合	1 点	
		ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS のいずれも 本件工事で適用しない場合	0 点	

	(5)配置予定技術者の同種工事の工事成績	⑤本件工事で配置予定技術者に求める同種工事の経験の工事成績評定点に応じた評価 (様式 4)	同種工事経験が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡しが完了した工事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し小数第 3 位止めとする。 計算式=8×((競争参加者の成績評定点※1-65)÷(90-65))×係数1※2×係数2※3 ※1 成績評定点が 90 点以上の場合は 90 とする ※2 係数1は以下のとおりとする ・NEXCO 東日本の実績の場合:1.0 ・他機関の実績の場合:0.8 ※3 係数2は以下のとおりとする ・経験時の役職が現場代理人、主任(監理)技術者である場合:1.0 ・経験時の役職が担当技術者である場合:0.5	8～ 0 点
			以下の場合には加点しない ①平成 17 年 9 月 30 日以前に引渡しが完了した工事である場合 ②工事成績評定点の添付がない場合	0 点
施 工 の 円 滑 性	(6) 地域精通度・当社への貢献度等	⑥平成 17 年 10 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害応急復旧工事の施工実績に応じた評価 (様式 13)	災害応急復旧工事の実績がある	1 点
			以下の場合には加点しない ①災害協力実績がない ②災害協力実績が平成 17 年 9 月 30 日以前に引渡しが完了した実績である	0 点
合計				20 点

※北海道支社優良事業所表彰委員会は、北海道支社安全協議会の優良事業所を表彰するために設置された委員会である。

第 5 入札前価格交渉

5-1. 入札前価格交渉方式の概要

入札前価格交渉方式とは、契約制限価格の設定において、競争参加資格があると認めた入札者に対し見積書の提出を求め、必要に応じて技術的な交渉を行い、その結果に基づき最終見積書の提出を求め、合理性があると契約責任者が認めた最終見積書を活用する方式をいう。

5-2. 交渉対象項目及び見積書の作成

本件工事における交渉対象項目は、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と示された項目に係わる内容とし、見積書の作成は、NEXCO 東日本が指定する様式（様式 15）に基づき行うものとする。

5-3. 当初見積書の提出

(1) 入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限 平成 25 年 2 月 26 日(火) 午後 4 時 00 分まで
提出場所 記 1-3「契約担当部署」
提出方法 書留郵便（提出期限の日までに必着のこと）
提出書類 見積書（様式 15-1・15-2）正 1 部、副 2 部

5-4. 見積書の内容に関するヒアリング等

(1) 当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容にかかるヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリングの実施日時は、平成 25 年 2 月 28 日(木)から平成 25 年 3 月 7 日(木)までの間を予定しており、交渉回数は 2 回を予定している。

また、ヒアリングにおける入札者の参加者は、見積書の内容に精通した者を含む最大 3 名までの参加を認める。

なお、詳細な日時等については、申請書に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。

- (3) 入札者は、ヒアリングが完了した場合は当初見積書の変更の有無に係わらず最終見積書を提出するものとする。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

「入札書」	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
「単価表等」	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式 16 のとおり
「総合評定値通知書(経審)の写し」	入札者に対する指示書[14]を参照のこと

6-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成 25 年 3 月 22 日(金) 午後 4 時 00 分
入札書の提出場所	記 1-3 「契約担当部署」
入札書の提出方法	電子入札システム

入札書提出時の添付書類(単価表等及び総合評定値通知書(写し))の総容量が 2MB を超えた場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。

開札執行日時	平成 25 年 3 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分
開札執行場所	記 1-3 「契約担当部署」
その他	

- 1) 入札者は、記 5-4 . (3)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値(100点) = 価格評価点 + 技術評価点
 価格評価点(配点20点) ... 次に示す算式により算定する。
 価格評価点 = 式 A × 0.5 + 式 B × 0.5

(式 A)

$$\text{式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式 A の評価は「価格評価点の配点(配点 + 定数)」とする。

ロ) 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本件工事では 60 点とする。

ハ) 小数第 4 位を切捨てとする。

(式 B)

$$\text{式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ) 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式 B の評価は「価格評価点の配点(配点 + 定数)」とする。

ロ) 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本件工事では 60 点とする。

ハ) 小数第 4 位を切捨てとする。

技術評価点（配点 20 点）... 記 4-2 に示す評価基準により算定する。

(3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

(2) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成 25 年 1 月 10 日(木)から平成 25 年 3 月 12 日(火)まで

受付場所 記 1-3「契約担当部署」

受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内（行政機関の休日を含まない。）

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる

7-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

平成 24 年度 0 %

平成 25 年度 1 0 0 %

7-6. 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認またはその他手続きに不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術資料の取扱い

(1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとした場合は、本件工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

施工計画立案能力

品質管理、環境、安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用

配置予定技術者の同種工事の工事成績

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 記 3-1.(7) の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されること。
- (2) 記 3-1.(7) の 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

本工事の請負人、本工事の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
競争参加資格確認申請書様式			申請書の提出期限 平成25年2月8日(金)
様式1	競争参加資格確認申請書	必要	
様式2	施工実績	必要	
様式3	配置予定の主任（監理）技術者の資格	必要	
様式4	配置予定の現場代理人または 主任（監理）技術者の工事経験	必要	
様式5	配置予定の設計管理技術者及び 照査技術者の資格	× 不要	
様式6	主要設置予定機器等評価	× 不要	
様式7	施工計画立案能力	必要	
様式8	表彰実績（企業）	必要	
様式9	品質管理マシ ^レ システムの本件工事への適用	必要	
様式10	環境マシ ^レ システムの本件工事への適用	必要	
様式11	労働安全衛生マシ ^レ システム等の本件工事への適用	必要	
様式12	緊急時の施工体制 （施工地域内での技術者常駐箇所の有無）	× 不要	
様式13	災害時の協力実績	必要	
技術提案書			技術提案書の提出期限 -
様式14	技術提案書	× 不要	
入札前価格交渉			見積書の提出期限 平成25年2月26日(火)
様式15	見積書	必要	
その他の様式			入札公告を参照のこと
様式16	単価表等の提出について	必要	
様式17	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	(注1)	
様式18	再苦情申立書	(注1)	

注1 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

本様式集には、本工事の技術資料として必要なもののみ掲載している。

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

仕入先コード 1
郵便番号
住所
会社等名
役職等
氏名

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

平成 25 年 1 月 10 日付けで入札公告のありました道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下「請負人等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 配置予定の主任（監理）技術者の資格（様式 3）
3. 配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験（様式 4）
4. 施工計画立案能力（様式 7）
5. 表彰実績（企業）（様式 8）
6. 品質管理、環境、安全衛生マネジメントシステム（様式 9～11）
7. 災害時の協力実績（様式 13）

以上

1) 「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード番号を記入してください。

様式 2 (施工実績)

施工実績

会社等名 : _____

項目	同種工事	a) 橋梁上部工の維持修繕工事を実施した工事 (塗替塗装の実績は施工実績とは認めない)。 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制を実施した工事 (片側交互通行規制は可、通行止め規制及び路肩規制は不可)
	工事名称等	
	工事名	
	CORINS 登録番号	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	発注者名 (1)	
	工事成績 (1)	00 点
	受注形態等 (2)	単体 / 共同企業体
	共同企業体の場合	協定方式 (2) : 甲 / 乙 出資比率 : 00% (建設 00%)
工事諸元等	工法・規模・寸法	道路名 : 自動車道 道路種別 : 橋梁名 : 橋 橋脚の躯体高さ (代表値) : 橋 交通規制種別 : 規制

補足事項

- (1) 技術評価項目とする。
- (2) 該当するものを で囲む。

記載上の注意事項

代表的な施工実績を 1 件記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告 (説明書) に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。

同種工事の各工事を異なる工事で施工した場合は、工事毎に 1 枚作成すること。【同種工事を複数設定している場合】

記載した工事の「契約書類の写し (契約書、特記仕様書、設計図等) 」及び CORINS に登録されている場合は「工事カルテ (完了時) の写し」を添付すること。

契約書類の写し及び CORINS への登録内容で、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、その確認に必要な書類を添付すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績を技術評価項目とする工事において、工事成績評定の写しの添付がない場合は、工事成績にかかる技術評価点を「0 点」とするので留意すること。

様式3 (配置予定の主任(監理)技術者の資格)

配置予定の主任(監理)技術者の資格

会社等名: _____

配置予定技術者の氏名				
従事(予定)役職(1)		主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度		高校土木科 00 年卒業	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業
建設業法(土木工事業)に該当する資格等		0級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)	0級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)	0級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)
申請時点における他工事の従事状況等	工事名	申請時における従事工事なし	×自動車道 工事	工事
	発注者名		高速道路㈱ 支社	県
	工期		平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日
	従事役職		主任技術者	主任技術者
	本工事と重複する場合		当該工事は、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるが 00 月 00 日に検査が終了し、残期間については専任を要しない旨の確認を発注者に対し別紙のとおり行っているため、本工事に従事可能	当該工事は、本工事の入札日の前、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるため、本工事と工期は重複しない
	本工事の専任開始時期		専任を要する期間の開始日である 00 年 00 月 00 日より従事可能	工期開始日の 00 年 00 月 00 日より従事可能
	CORINS 登録番号		000000000	登録なし

補足事項

・(1) 該当するものを で囲むこと。

記載上の注意事項

配置予定の主任(監理)技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。

様式 4 (配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験)に記載する主任(監理)技術者については、必ず本様式にも記載すること。

記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にななければならない。

主任技術者、監理技術者ともに、本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。

上記 に関して、主任技術者にあつては資格者証等の写しを、監理技術者にあつては監理技術者証の写し(表裏とも)及び監理技術者講習修了証の写し(表のみ)を添付すること。また、これらの書類により直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合は、その確認のため必要な書類を添付すること。

配置予定の主任(監理)技術者が申請時点において他工事に従事している場合は、本工事への専任開始時期を記入すること。なお、当該他工事で主任技術者または監理技術者として従事している場合で、当該他工事の工期と本工事の工期が重複する場合は、本工事への専任期間と当該他工事への専任期間が重複しない旨、当該他工事の発注者に確認を行ったことを証する書面(写し)を添付すること。

同一人の技術者を本工事以外の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

様式4 (配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験)

配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験

会社等名： _____

配置予定技術者の氏名			
従事(予定)役職 (1)	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業	
現場経験	00 年	00 年	
建設業法(土木工事業)に該当する資格等	0級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	0級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	
工事名称等	工事名	×自動車道 工事	工事
	工事場所	××県 郡 町	県 ×市
	契約金額	00 億円	00 億円
	工期	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日
	発注者名 (2)	高速道路(株) 支社	県
	工事成績 (2)	00 点	00 点
	発注形態	単体	共同企業体【出資比率：00% (建設 00%)】
	従事役職 (2)	主任技術者	主任技術者
	工事諸元等		
	CORINS 登録番号	000000000	登録なし

補足事項

- (1) 該当するものを で囲むこと。
- (2) 技術評価項目とする。

記載上の注意事項

配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。

現場代理人を記載する場合は本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格を有する者に限るものとする。

記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。

本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。(建設業法 15 条 2 号に規定する大臣認定の場合は『大臣認定』と記載のうえ、認定書類(写し)を添付すること)

上表「工事名称等」には、入札公告(説明書)に定める競争参加資格を満たした工事経験1件を記載すること。

記載する工事経験は、工期の5割以上の期間において従事していた工事とする。なお、当該工事に設計、工場製作、冬季休止が含まれている場合、それらの期間は除くものとし、設計期間、工場製作期間、冬季休止期間を証明する書類を添付すること。

記載した工事内容を証する契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等)及び当該工事がCORINSに登録されている場合は登録情報の写し(工事内容が確認できる「工事カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。

上表に記載した工事経験について、契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等)やCORINSの登録内容で上表の内容をすべて確認することができない場合は、その内容を証明する書類(経歴書、施工計画書等)を添付すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績を技術評価項目とした工事において、工事成績評定の写しの添付がない場合は、工事成績にかかる技術評価点を「0点」とするの留意すること。

同一人の技術者を本工事以外の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなかった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

工事経験の従事役職が現場代理人の場合(監理技術者又は主任技術者を兼務していた場合は除く)は、工事経験時に当該工事に対応する建設業法に規定する主任技術者資格または監理技術者資格を有していた場合に技術評価項目の評価の対象とする。主任技術者資格の場合は、当該工事の経験時において資格を証明する資格者証等の写し(実務経験による場合は、工事名・従事期間等のわかる経歴書)を添付すること。

様式 8 (表彰実績(企業))

表彰実績 (企業)

会社等名： _____

同一工事種別における表彰実績	有り	無し
----------------	----	----

記載上の注意事項

上表の「有り」、「無し」は、該当する項目に「 」を付すこと。

上表で「有り」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。

表彰実績が工事種別「道路補修工事」に該当する工事、または同種工事と認められる工事での実績である場合に評価する。

様式 9 (品質管理マネジメントシステムの本件工事への適用)

品質管理マネジメントシステムの本件工事への適用

会社等名： _____

工事名) 道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事

品質管理マネジメントシステムの 本件工事への適用 (ISO9001認証)	有り	無し
--	----	----

《記載上の注意事項》

上表の「有り」、「無し」には、次に留意して該当する項目に「 」を付すこと。

- ・有り：品質管理マネジメントシステムを取得しており、かつ本件工事に適用する場合
- ・無し：品質管理マネジメントシステムを取得していない場合、または品質管理マネジメントシステムを取得しているが本件工事に適用しない場合

「有り」に を付した場合は、その登録証等の写しを添付すること。なお、添付が無い場合は「無し」と評価する。

様式 10 (環境マネジメントシステムの本件工事への適用)

環境マネジメントシステムの本件工事への適用

会社等名 : _____

工事名) 道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事

環境マネジメントシステムの 本件工事への適用 (I S O 1 4 0 0 1 認証)	有り	無し
---	----	----

《記載上の注意事項》

上表の「有り」、「無し」には、次に留意して該当する項目に「 」を付すこと。

- ・有り：環境マネジメントシステムを取得しており、かつ本件工事に適用する場合
- ・無し：環境マネジメントシステムを取得していない場合、または品質管理マネジメントシステムを取得しているが本件工事には適用しない場合

「有り」に を付した場合は、その登録証等の写しを添付すること。なお、添付が無い場合は「無し」と評価する。

様式 11 (労働安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用)

労働安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用

会社等名： _____

工事名) 道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事

労働安全衛生マネジメントシステム等の 本件工事への適用 (COHSMS又はOHSAS)	有り	無し
---	----	----

《記載上の注意事項》

上表の「有り」、「無し」には、次に留意して該当する項目に「 」を付すこと。

- ・有り：建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入しており、かつ本件工事に適用する場合
- ・無し：建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入していない場合、または建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入しているが本件工事には適用しない場合

「有り」に を付した場合は、その評価証等の写しを添付すること。なお、添付が無い場合は「無し」と評価する。

様式 13 (災害時の協力実績)

災害時の協力実績

会社等名 :

災害時の協力実績	有り	無し
----------	----	----

記載上の注意事項

NEXCO 東日本から緊急協力依頼を受けた災害応急復旧工事の実績がある場合は「有り」に、実績が無い場合は「無し」に「 」を付すこと。

競争入札により契約した工事は実績として認めない。

上表で「有り」とした場合は、その契約書等の写しを添付すること。なお、添付が無い場合は「無し」と評価する。

提出した災害協力実績において、功労表彰等を受けている場合でも、本様式には表彰状の写しは添付しないこと。なお、功労表彰等の実績がある場合は、様式 8 により提出するものとする。

間接的な協力要請による実績である場合は、NEXCO 東日本が協力要請の事実を確認した場合に実績として認める。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」としてください】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

平成 25 年 1 月 10 日付けで入札公告のありました道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1 . 見積書

2 . 添付書類

見 積 書

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
2	特-(1)	事前調査工 B	箇所	3		

内 訳

(1箇所当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、 b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・摘要した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
4	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 はつり工 B	m ²	23		

内 訳 (1 m²当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、 b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・摘要した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
6	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 断面修復工 B	m ²	23		

内 訳 (1 m²当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、 b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・摘要した物価資料等の写し

単価表等の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

住所
会社名
代表者

印

工事名) 道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事

提出書類

・単価表等

《単価表等の提出に係る留意事項》

本件工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表等の提出を求める。
提出された単価表等を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていない
と判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された単価表等のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を
参照のこと）。

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

提出者) 住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事に係る技術資料
についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求
めます。

記

- 1 . 工事名
- 2 . 当該案件の公告日
- 3 . 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 000 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒 県 市 町

TEL

商号又は名称

代表者名

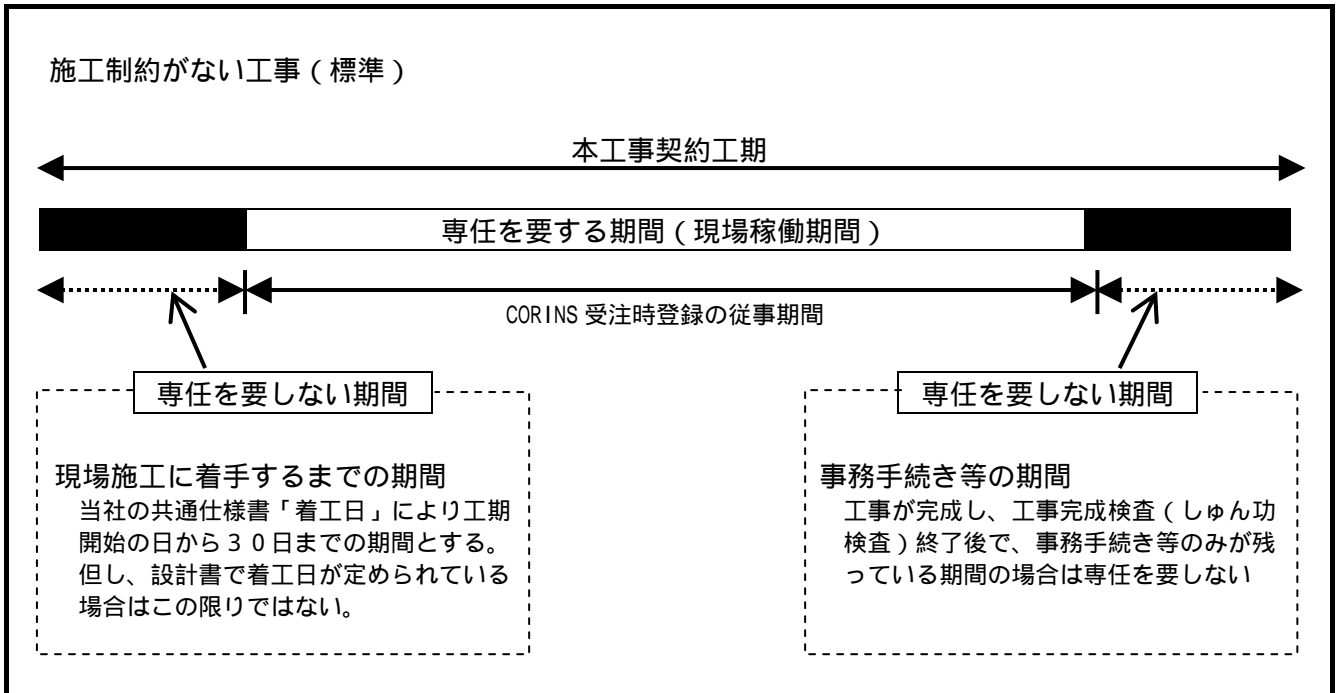
2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 道央自動車道 岩見沢管内橋梁補修工事

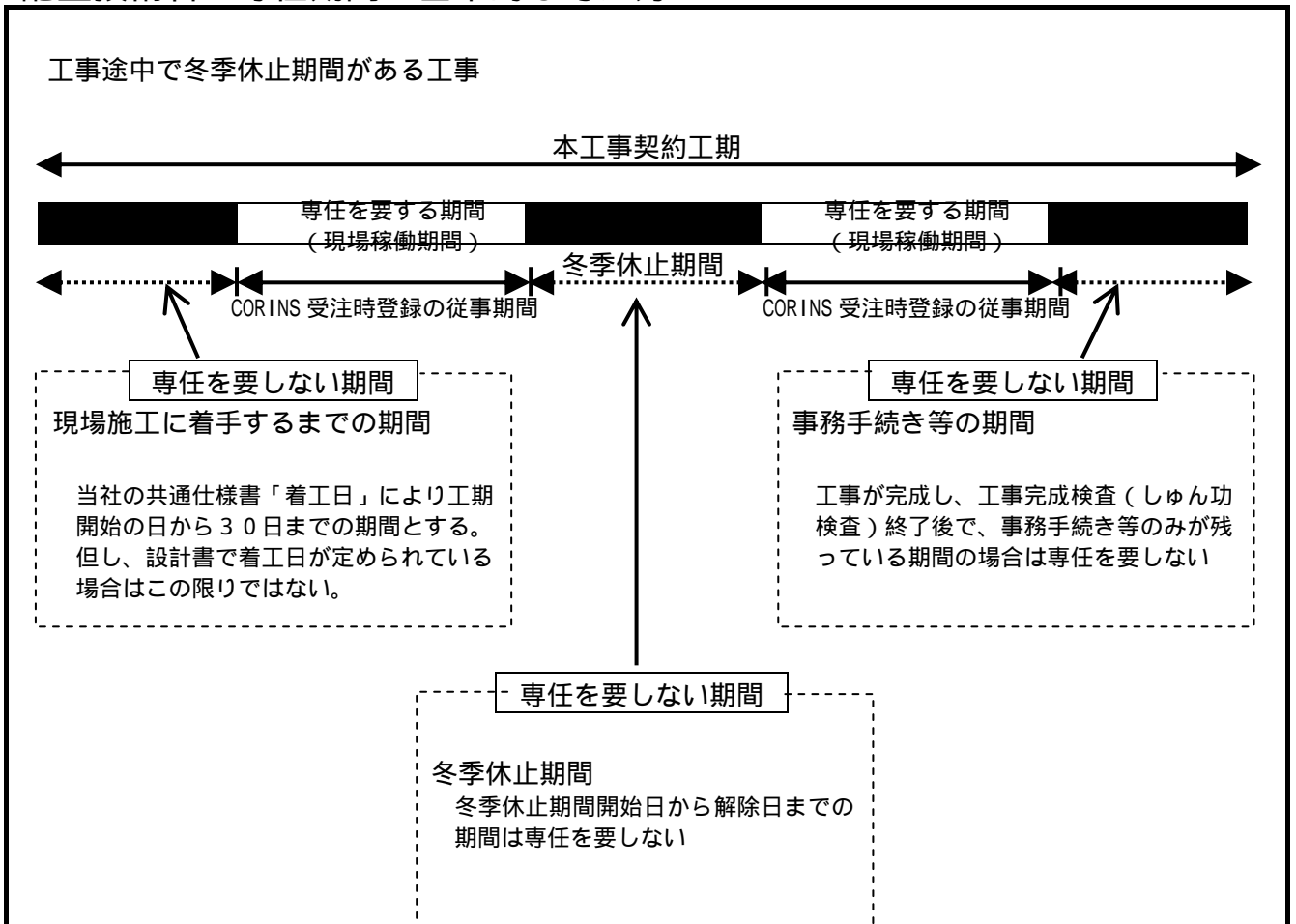
3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

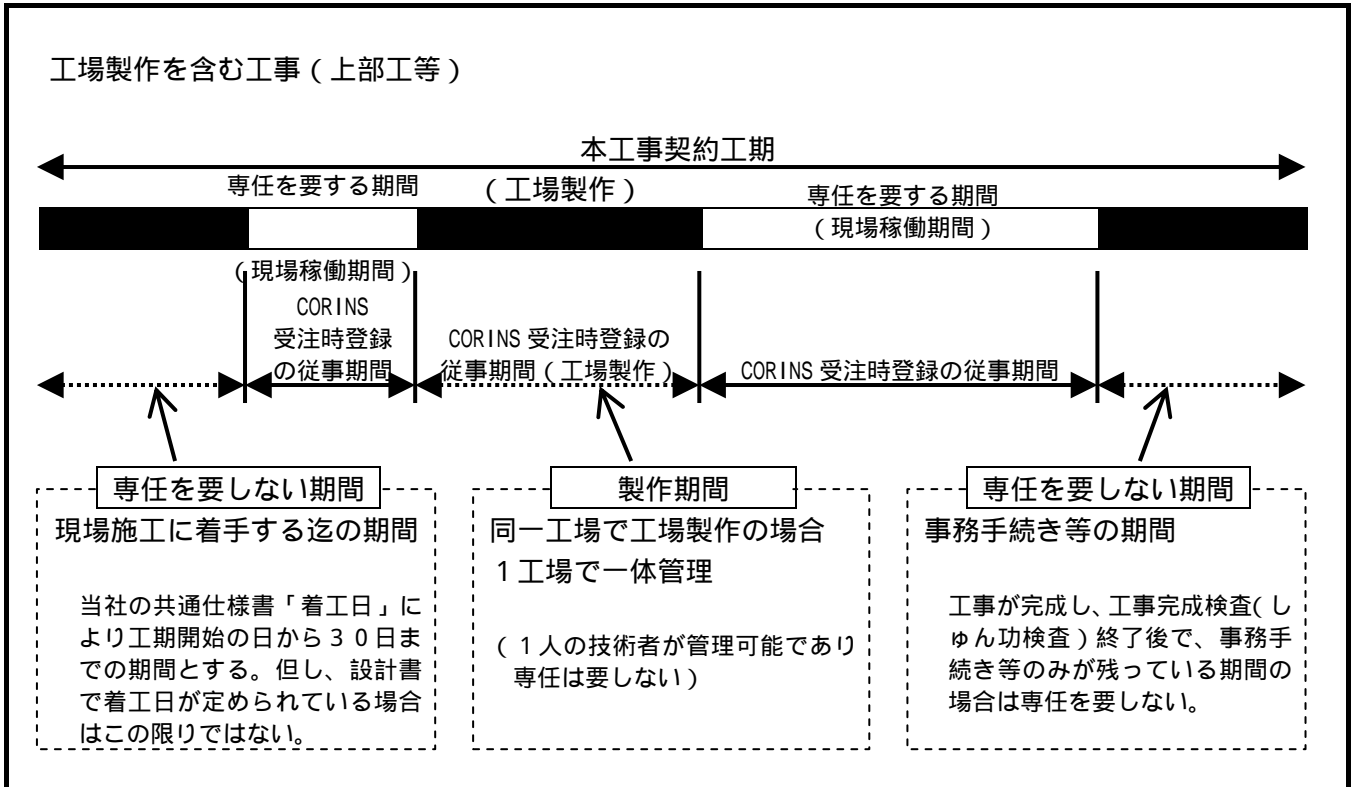
配置技術者の専任期間の基本的な考え方



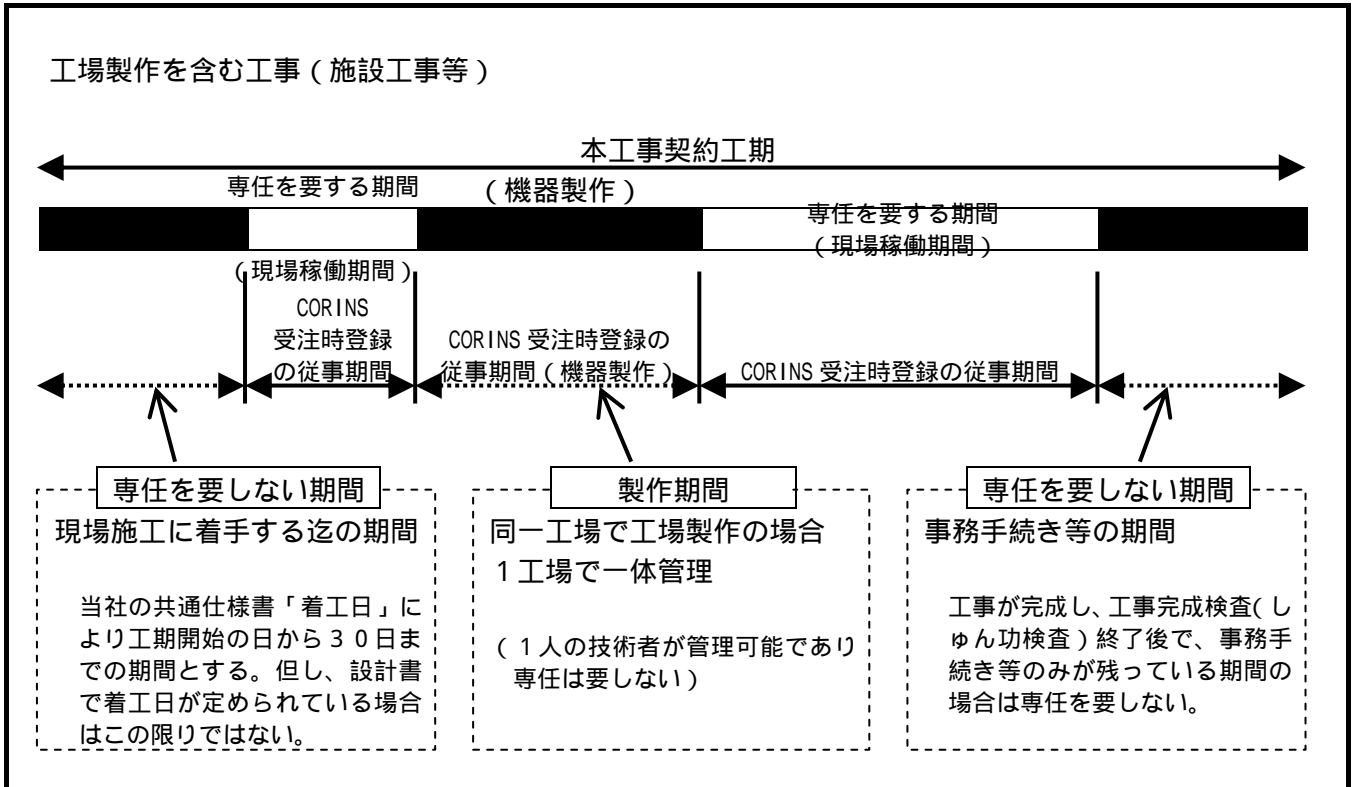
配置技術者の専任期間の基本的な考え方



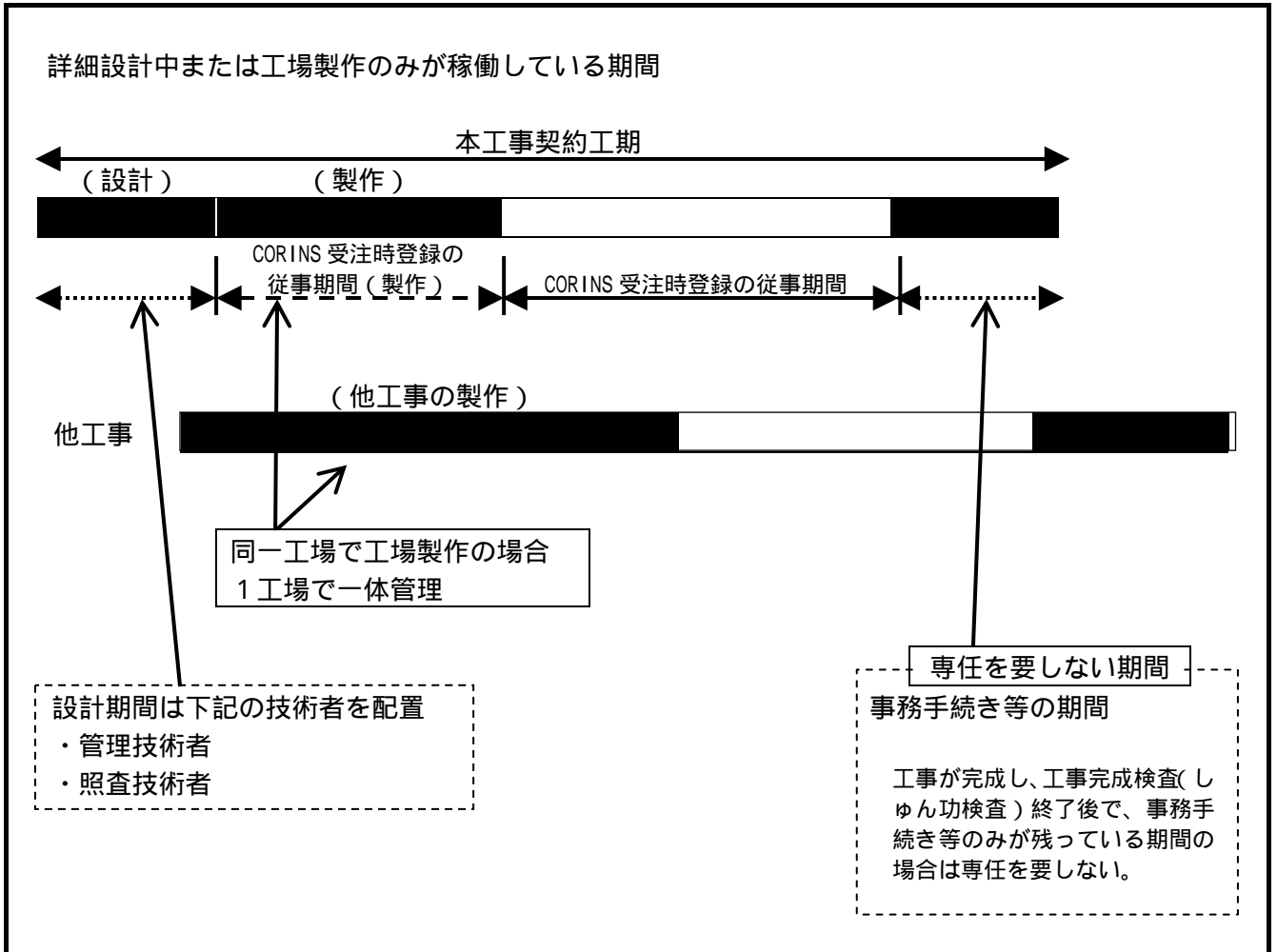
配置技術者の専任期間の基本的な考え方



配置技術者の専任期間の基本的な考え方

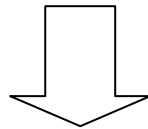
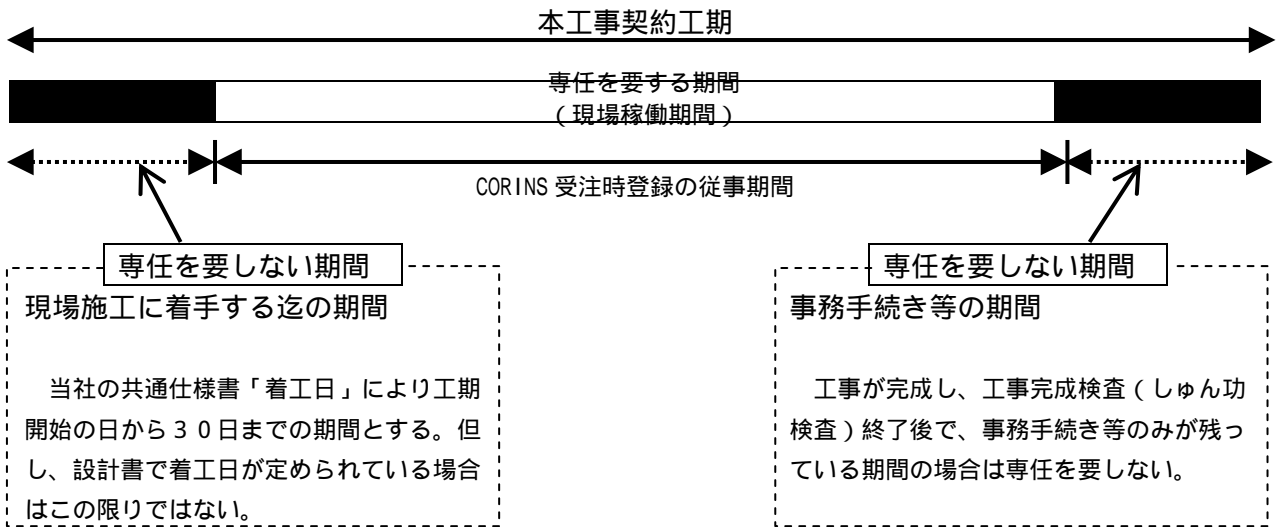


配置技術者の専任期間の基本的な考え方



配置技術者の専任期間の基本的な考え方

工事途中で工事一時中止が発生した工事



工事一時中止

